

## 学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区の基本方針

- 自然環境と調和した広告物に関する基本構想
  - ・ 自然と調和した都市景観の保全を図る必要から華美にならず風格を漂わすような落ち着いた広告景観づくりをめざす。
  - ・ 建築物等を含む周辺環境と調和した意匠とする。
  - ・ 街並みのスカイラインを阻害しないよう軒のラインから下への掲出を誘導する。
  - ・ 市民が交流し、賑わいのある緑豊かな街並みとなるような広告景観づくりをめざす。
  
- 環境と調和した広告物の表示又は設置に関する基本的事項
  - ・ 落ち着いた中高層部分とハイセンスな低層部分
    - 中高層部分は周辺の自然環境と調和のとれたシンプルで落ち着いたデザインとし、低層部分や敷地内に建植する広告物は統一感のあるハイセンスなデザインとする。
  - ・ 街並みに調和した屋外広告物
    - 街並みに調和するよう、建築物に見合った意匠とする。
  - ・ 屋上広告物の規制
    - 街並みの輪郭を形づくるスカイラインを乱さないよう屋上広告物はできるだけ設置しない。
  - ・ 優しいまちづくりにふさわしい屋外広告物
    - 市民が集い交流し、賑わいのある緑豊かな街並みを損なわない広告物の掲出に努め、歩行者に圧迫感を与えない優しいデザインとする。

[指定年月日]平成17年4月1日

● 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

地域及び場所		商業地域 近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域	大淵鹿ノ畑線																													
種別	種別																																
	全広告物	<p>当該地区内に関する表示内容に限る。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。</p>																															
	用途	<p>自己用のみとすること。ただし、建植広告物（広告板）は除く。</p>																															
	照明	<p>1. 点滅しないものに限ること。 2. 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。</p> <p>イルミネーションネオンサインは設置しないこと。</p>																															
色彩	<p>地色については、白、ベージュ、その他これに近い淡色とし、各広告物の表示面積の10分の3以上確保すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>1. グレー、茶、紺、黒を地色にする場合 2. 建物と広告物の調和が取れている場合 3. 壁の色と同等の場合</p>																																
屋上広告物	<p>1. 表示面積は、次の表に定める面積以下であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物の高さ</th> <th colspan="2">建物の高さ 12m 未満</th> <th colspan="2">建物の高さ 12m 以上</th> </tr> <tr> <th>1 広告物の面積</th> <th>広告物の合計面積</th> <th>1 広告物の面積</th> <th>広告物の合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の幅 20m 未満</td> <td>30 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>30 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>30 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>40 m<sup>2</sup> 以下</td> </tr> <tr> <td>20m 以上 50m 未満</td> <td>40 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>45 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>40 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>60 m<sup>2</sup> 以下</td> </tr> <tr> <td>50m 以上 100m 未満</td> <td>50 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>60 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>50 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>80 m<sup>2</sup> 以下</td> </tr> <tr> <td>100m 以上</td> <td>60 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>90 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>60 m<sup>2</sup> 以下</td> <td>120 m<sup>2</sup> 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 自己用のみとすること。 3. 切り文字形式とすること。 4. 広告物の高さは、建物の幅が 50 メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）から 2 メートル以内とし、建物の幅が 50 メートル以上の場合 3 メートル以内とすること。</p>				建物の高さ	建物の高さ 12m 未満		建物の高さ 12m 以上		1 広告物の面積	広告物の合計面積	1 広告物の面積	広告物の合計面積	建物の幅 20m 未満	30 m <sup>2</sup> 以下	30 m <sup>2</sup> 以下	30 m <sup>2</sup> 以下	40 m <sup>2</sup> 以下	20m 以上 50m 未満	40 m <sup>2</sup> 以下	45 m <sup>2</sup> 以下	40 m <sup>2</sup> 以下	60 m <sup>2</sup> 以下	50m 以上 100m 未満	50 m <sup>2</sup> 以下	60 m <sup>2</sup> 以下	50 m <sup>2</sup> 以下	80 m <sup>2</sup> 以下	100m 以上	60 m <sup>2</sup> 以下	90 m <sup>2</sup> 以下	60 m <sup>2</sup> 以下	120 m <sup>2</sup> 以下
	建物の高さ	建物の高さ 12m 未満		建物の高さ 12m 以上																													
		1 広告物の面積	広告物の合計面積	1 広告物の面積	広告物の合計面積																												
	建物の幅 20m 未満	30 m <sup>2</sup> 以下	30 m <sup>2</sup> 以下	30 m <sup>2</sup> 以下	40 m <sup>2</sup> 以下																												
	20m 以上 50m 未満	40 m <sup>2</sup> 以下	45 m <sup>2</sup> 以下	40 m <sup>2</sup> 以下	60 m <sup>2</sup> 以下																												
	50m 以上 100m 未満	50 m <sup>2</sup> 以下	60 m <sup>2</sup> 以下	50 m <sup>2</sup> 以下	80 m <sup>2</sup> 以下																												
100m 以上	60 m <sup>2</sup> 以下	90 m <sup>2</sup> 以下	60 m <sup>2</sup> 以下	120 m <sup>2</sup> 以下																													
全体	<p>広告物の高さは、建物の幅が 50 メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）から 2 メートル以内とし、建物の幅が 50 メートル以上の場合 3 メートル以内とすること。</p>																																
軒下広告物	<p>1. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2. 4 階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 3. 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。</p>																																

		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。</li> <li>2. 窓のガラス面及び内側からの掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 枠付き広告幕は掲出しないこと。</li> <li>2. 窓のガラス面及び内側からの掲出しないこと。</li> </ol>	
		設置個数は、1テナントごとで1壁面3箇所までとすること。	設置個数は、複数テナントであっても1壁面最大3箇所までとすること。	
突出 広告物	大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。			
			誘導、案内サインに類するもので表示面積が2平方メートル以下のものに限ること	
塀垣 広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。</li> <li>2. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。</li> </ol>	設置しないこと。		
広 告 塔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己外の広告物については設置しないこと。</li> <li>2. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。</li> </ol>	設置しないこと。		
建 植 廣 告 物 ( 廣 告 板 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5平方メートル以下のものは除く。</li> <li>2. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。</li> <li>3. 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。</li> </ol>			
気 球 廣 告 物	一般基準を遵守すること。			
ア ー チ 廣 告 物	一般基準を遵守すること。	設置しないこと。		
廣 告 幕	一般基準を遵守すること。			
電 柱 廣 告 物 は り 札 は り 紙 立 看 板	設置しないこと。			

- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域

